

令和元年度第3回 岡山支部評議会資料

- 1 令和2年度保険料率について
- 2 令和元年度上期事業実施状況及び
令和2年度事業計画と予算について

令和2年1月17日(金)



全国健康保険協会 岡山支部

協会けんぽ

議題1 令和2年度保険料率について

1. 令和2年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

1. 平均保険料率

- 当組織にて支部評議員の意見を聴取したが、理事長の中長期的な立ち位置や様々なデータによる中長期的な料率に対する考え方が浸透してきており、全員が料率維持との意見であった。今後の健全な運営のため、料率を維持する方向で検討いただきたい。
- 協会けんぽはセーフティネットの役割があり、これは協会けんぽの重要な役割である。健保組合の解散後は、協会で受け入れることになるので、今後でもできる限り安定的な運用をする必要があると感じる。
- 支部の意見の大半が維持となったことは、本部の中長期的な立ち位置との考えが浸透し、支部からも評議員に対して丁寧に説明された結果だと思う。これだけ維持という意見が出ているので、その意見を尊重すべきである。また、評議会意見にもあるが、準備金を有効に活用し将来的なコスト削減に結びつけることが大事である。
- 支部の意見は概ね維持であるが、それは、多くの支部が「10%が限界」であるということと受け取れるのではないかと。また、保険料率引き下げについては、国庫補助の減額による保険料率の持続性を損なう恐れや後期高齢者の自己負担額が今後の議論次第であることを考えると、現状では10%維持が賢明。
- 中長期的な考え方に一定の理解が得られ、支部に浸透しているという意見に賛同する。一方で、準備金の適正な水準を客観的に示すべきなどの意見についても傾聴すべきであり、適正な水準ということについて、議論を詰めることが大事であると思う。その際、適用拡大や健保組合の解散などのリスクを明確にして、準備金が必要であることを丁寧に説明をすることが大事である。
- 平成20年から約10年間で、事業主の社会保障費への負担は増大している。適用拡大等、負担が増える議論があることは承知しているが、これ以上の負担は、事業主も従業員も困難であることを認識いただき、少しでも負担が軽減できるように来年度の保険料率を議論いただきたい。
- 保険料率が上がるということは、医療費を使うからである。保険料率が高い支部を見ると、時間外受診が多い。そういうことを明らかにして是正しなければ適正化はできない。医療費としては微々たる効果かもしれないが、時間外受診の是正や薬剤の適正使用などに取り組まなければ、適正化は困難であると思う。

2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

- 激変緩和措置の解消について、特段の異論はなし。
- インセンティブ制度導入について、特段の異論はなし。

3. 保険料率の変更時期

- 令和2年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなし。

2. 令和2年度の保険料率に関する全国の支部評議会の意見

令和元年10月に開催した各支部の評議会での意見については、昨年と同様、理事長の現時点における考え(状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしています。意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおりです。

なお、引き下げるべきという支部の数は昨年度より減少しています。

意見書の提出なし	13支部 (岡山支部)
意見書の提出あり	34支部
① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	21支部
② ①と③の両方の意見のある支部	7支部
③ 引き下げるべきという支部	2支部
④ その他(平均保険料率に対する明確な意見なし)	4支部

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期についても、4月納付分(3月分)以外の意見はほぼなし。

3. 令和2年度岡山支部保険料率の見込みについて

令和2年度における岡山支部の都道府県単位保険料率の見込みは、次のとおりです。

岡山支部の健康保険料率

10.17% (現行より-0.05%)

※全国平均保険料率は10.00%(据え置き)

※令和2年度から激変緩和率は解消、インセンティブ制度が健康保険料率に反映

※変更時期は令和2年3月分(令和2年4月納付分)から

介護保険料率(全国一律)

1.79% (現行より+0.06%)

※介護保険料率は全国一律

【ポイント】

○全国の平均保険料率は10.00%で据え置かれ、激変緩和率が解消されます。また、今年度からインセンティブ制度による支部の評価結果が健康保険料に反映することとなります。

岡山支部の健康保険料率は前年度から0.05%引き下げられ10.17%となります。

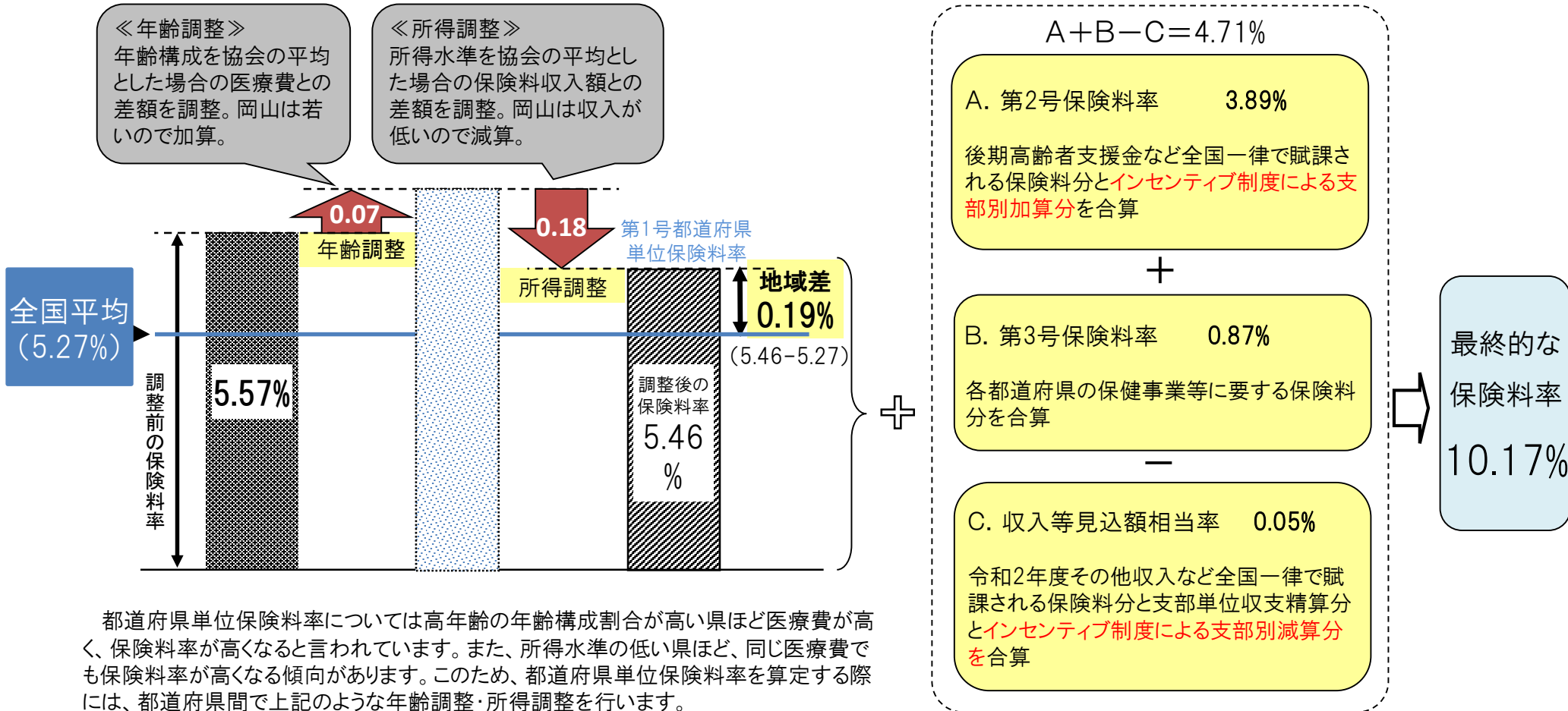
○健康保険料率と介護保険料率の改定による保険料負担は、介護保険第2号被保険者に該当する場合は令和2年3月分(令和2年4月納付分)から月15円増えます。

(標準報酬月額30万円の40歳以上の被保険者に係る労使折半後の保険料負担)

4. 岡山支部の保険料率のイメージ

都道府県単位保険料率は第1号都道府県単位保険料率、第2号都道府県単位保険料率、第3号都道府県単位保険料率を合算し、収入等見込額相当率を控除して、得られた値を0.01%単位で四捨五入して計算します。

令和2年度の岡山支部健康保険料率のイメージは以下のとおりです。



都道府県単位保険料率については高年齢の年齢構成割合が高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなると言われています。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる傾向があります。このため、都道府県単位保険料率を算定する際には、都道府県間で上記のような年齢調整・所得調整を行います。

5. インセンティブ制度の令和2年度岡山支部健康保険料率への影響

	健康保険料率(%)	
	インセンティブ反映後	インセンティブ反映前
第1号都道府県単位保険料率(医療費)	5.4589076217729100	5.4589076217729100
(調整前保険料率)	5.5682116912782600	5.5682116912782600
(年齢調整率)	0.0684027752304877	0.0684027752304877
(所得調整率)	-0.1777068447358330	-0.1777068447358330
第2号都道府県単位保険料率(保険給付, 拠出金等)	3.8939978020275300	3.8903138366640200
(全国一律分)	3.8903138366640200	3.8903138366640200
(インセンティブ加算分)※	0.0036839653635134	0
第3号都道府県単位保険料率(保健事業, 事業経費等)	0.8708812956458790	0.8708812956458790
(全国一律分)	0.8708812956458790	0.8708812956458790
(30年度精算分)	0	0
収入等見込額相当率	0.0536997052397115	0.0512690709214505
(全国一律分)	0.0304242704514125	0.0304242704514125
(30年度精算分)	0.0208448004700380	0.0208448004700380
(インセンティブ減算分)※	0.0024306343182610	0
合 計	10.1700870142066000	10.1688336831614000

0.01%単位で四捨五入



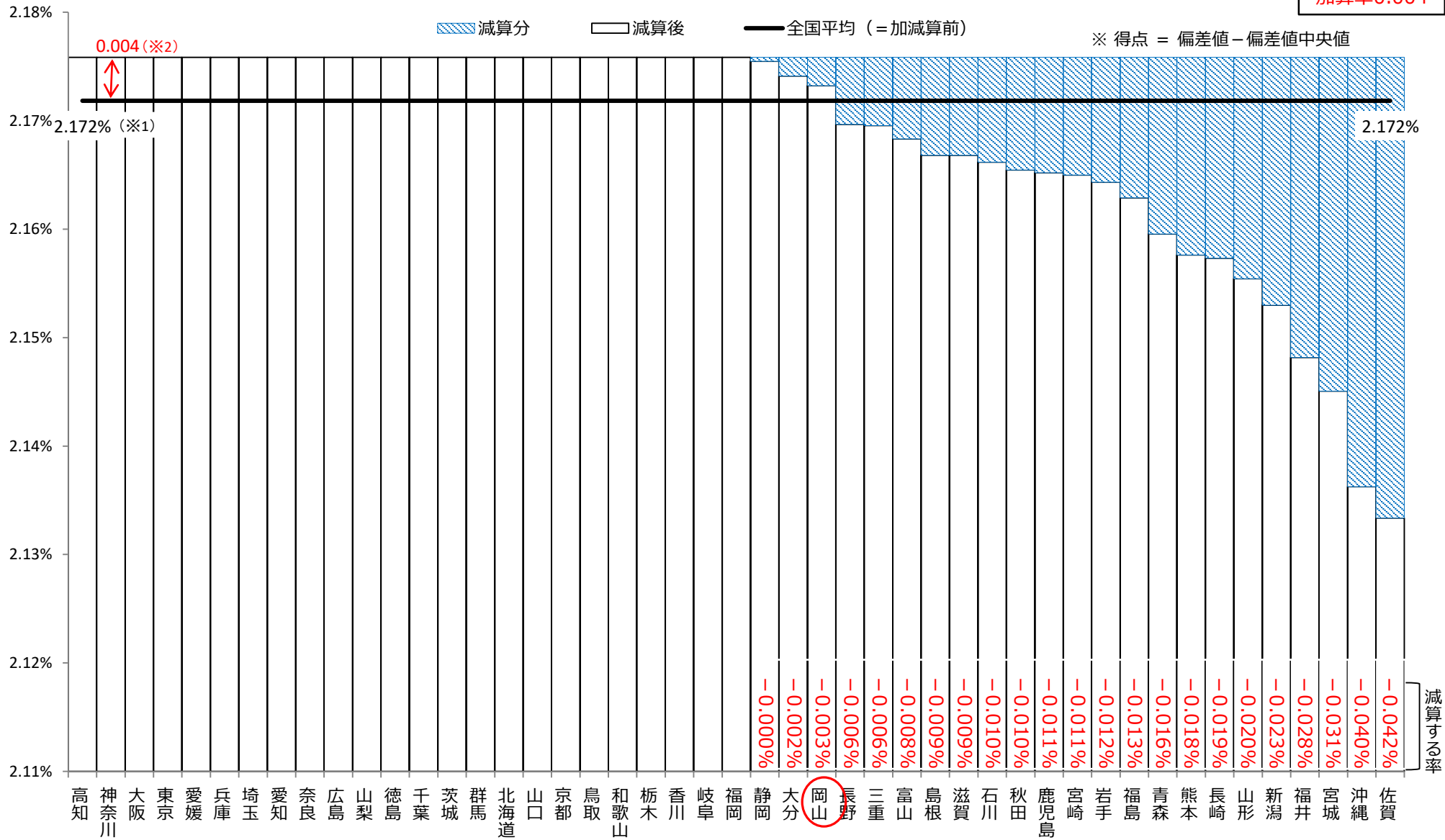
令和2年度岡山支部健康保険料率	10.17%	10.17%
-----------------	--------	--------

※インセンティブの加算率・減算率は平成30年度総報酬額の実績に0.004%を乗じて令和2年度総報酬額の見込み額を除いて計算するため、P7の加算率及び減算率とは相違しています。

6.平成30年度(4月～3月確定値)のデータを用いた実績

【平成30年度(2018年度)実績評価 ⇒ 令和2年度(2020年度)保険料率へ反映した場合の試算】

加算率0.004



※1 2.172%とは、平成31年度の後期高齢者支援金に係る料率であり、本集計においては当該料率を使用している。
 ※2 令和2年度(2020年度)保険料率に係るインセンティブの保険料率は、平成30年度(2018年度)総報酬額の実績に0.004%を乗じて令和2年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.004%としている。(詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。)

7. 岡山支部の激変緩和率及び保険料率の推移

岡山支部における保険料率の推移は、次のとおりです。

なお、令和2年度から激変緩和率が解消されるため、令和2年3月からは緩和前と緩和後は同じ料率になります。

健康保険料率の推移



激変緩和率及び保険料率の推移

	H22年3月～	H23年3月～	H24年3月～	(H25年3月～)	(H26年3月～)	H27年4月～	H28年3月～	H29年3月～	H30年3月～	H31年3月～	R2年3月～
緩和率	10分の1.5	10分の2.0	10分の2.5	(10分の2.5)	(10分の2.5)	10分の3.0	10分の4.4	10分の5.8	10分の7.2	10分の8.6	—
緩和措置前(岡山支部)	9.55%	9.74%	10.24%	(10.37%)	(10.37%)	10.25%	10.23%	10.25%	10.22%	10.26%	10.17%
緩和措置後(岡山支部)	9.38%	9.55%	10.06%	10.06% (10.15%)	10.06% (10.16%)	10.09%	10.10%	10.15%	10.15%	10.22%	10.17%

※25年度、26年度の保険料率は凍結したため、実際には24年度保険料率と同率。

8. 令和2年度都道府県単位保険料率について

令和2年度都道府県単位保険料率の令和元年度からの変化

令和元年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.15	+210	1
+0.11	+154	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	1
+0.07	+ 98	2
+0.06	+ 84	1
+0.05	+ 70	1
+0.03	+ 42	2
+0.02	+ 28	6
+0.01	+ 14	3
0.00	0	2
▲0.01	▲ 14	3
▲0.02	▲ 28	5
▲0.03	▲ 42	3
▲0.04	▲ 56	3
▲0.05	▲ 70	2
▲0.06	▲ 84	1
▲0.07	▲ 98	2
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1
▲0.13	▲182	1

注1. 「+」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
 注2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

令和2年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数

保険料率 (%)	支部数
10.73	1
10.41	1
10.34	1
10.33	1
10.32	1
10.30	1
10.28	1
10.25	2
10.22	2
10.20	1
10.17	2
10.15	1
10.14	3
10.07	1
10.06	1
10.05	1
10.03	1
10.01	2
9.99	1
9.97	1
9.95	1
9.93	1
9.92	1
9.91	1
9.88	3
9.87	1
9.81	2
9.79	1
9.77	4
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.59	1
9.58	1

9. 協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		30年度	R1年度	R2年度		備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)		
収入	保険料収入	91,429	<u>96,149</u>	+3,240	99,389	H24-R1年度保険料率：10.00% R2年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	11,850	<u>12,110</u>	+559	12,669	
	その他	182	619		290	
	計	103,461	<u>108,879</u>	+3,469	112,348	
支出	保険給付費	60,016	<u>63,912</u>	+3,349	67,261	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 拠出金等対前年度比 + 62 } + 102 + 41 } ▲ 1 </div>
	前期高齢者納付金	15,268	15,246		15,307	
	後期高齢者支援金	19,516	<u>20,999</u>	+41	21,040	
	退職者給付拠出金	208	2		1	
	病床転換支援金	0	0		0	
	その他	2,505	3,644		3,295	
	計	97,513	<u>103,802</u>	+3,101	106,903	
単年度収支差		5,948	5,076		5,445	OR2年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率：9.45%
準備金残高		28,521	33,597		39,042	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

4.8カ月分※

※協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされています(健康保険法160条の2)。

10. 協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		30年度	R1年度	R2年度	備考
		決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905	H30年度保険料率： 1.57%
	国庫補助等	879	515	-	R1年度保険料率： 1.73%
	その他	-	-	-	R2年度保険料率： 1.79%
	計	9,543	10,606	10,905	
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463	納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	その他	18	-	-	
	計	10,148	10,671	10,463	
単年度収支差		▲ 605	▲ 65	443	
準備金残高		▲ 403	▲ 467	▲ 25	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されています。

令和2年度の介護納付金や令和元年度末に見込まれる不足分等を踏まえると、令和2年度の介護保険料率は、令和元年度の介護保険料率1.73%よりも0.06%上昇し、1.79%となります。

11. 令和2年度インセンティブ制度の評価指標について

1. 検証の視点

検証の視点①: 評価割合

指標ごとの実績と伸び率の評価割合について、事業主及び加入者の行動変容を促す観点から、伸び率をより重点的に評価するよう見直す必要があるか。

検証の視点②: 指標の配点

現在の評価方法は、平均偏差値の50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の得点としランキング付けを行っているが、5つの指標の中で特に重点的に取組む指標の配点を高くするなどの重み付けを行う必要があるか。

検証の視点③: インセンティブ制度の導入による行動変容への影響

今年度を実施した理解度調査において、インセンティブ制度に係る設問項目を見直し、インセンティブ制度の導入による加入者の健康意識の変化を確認した。

2. 主な運営委員の意見

- インセンティブ制度の評価指標については、開始したばかりであるため、指標の見直しは数年後に行うことが適当である。
- 理解度調査の結果では制度を知らないと答えている者が90%いるため、更なる周知が必要。
- インセンティブ制度を知れば、事業所も動くと思うので、更に広報を強化してほしい。
- インセンティブ制度は開始したばかりであるため、制度の安定性や評価の整合性を確認する意味でもしばらく静観することに賛成。
- ある程度年数が経ったとき、バラつきが小さくなってきた指標は重み付けを下げるなどの見直しはあると考える。
- インセンティブ制度の最大のネックはインセンティブ自体が小さいこと。制度を機能させるためには、保険料が上がる下がるだけでなく、健康経営に積極的に取り組んでいる企業を表彰すること等により、事業者にメリットが生まれることが重要。
- 国連が採択しているSDGsの3番目に「すべての人に健康と福祉を」というものもある。これから企業調査も進んでいく中で、そのトレンドに乗れるように、インセンティブ制度を企業PRの基盤として利用しない手はない。

議題2 令和元年度上期事業実施状況及び 令和2年度事業計画と予算について

1. 支部独自事業予算について(令和2年度岡山支部事業予算)

支部医療費適正化等予算

項目		経費(千円)
1	紙媒体による広報	
2	マスメディアによる広報	
3	イベントによる広報	
4	デジタルサイネージによる広報	
5	LINEによる広報	
6	若者向け広報誌による広報	
7	医療機関事務担当者向け健康保険説明会	
8	支部独自ジェネリック医薬品啓発物作成	
9	支部独自ジェネリック医薬品軽減額通知	
10	関係団体と連携したジェネリック広報	
合 計		

は新規事業

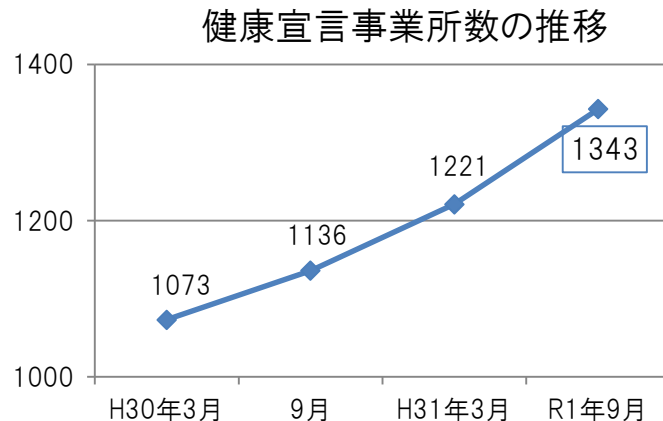
支部保健事業予算

項目		経費(千円)
1	協会主催の集団健診(モール健診、オプション追加実施)	
2	検体検査機関と連携した医療機関からの事業者健診結果データの取得	
3	健診推進経費	
4	生活習慣病予防健診の受診勧奨(新規適用、任継、事業所訪問)	
5	特定健診の受診勧奨	
6	生活習慣病予防健診、特定健診へのオプション検査追加(オリジナル健診)	
7	40歳到達者への特定健診の受診勧奨	
8	生活習慣病予防健診未利用事業所対策(アンケート、受診勧奨)	
9	自己採血キットを活用した経年未受診者への受診勧奨	
10	特定保健指導案内にかかる個人情報の共同利用周知	
11	産業医と連携した特定保健指導勧奨	
12	健康宣言事業所(健活企業)への健康管理サポート	
13	特定保健指導経年未利用者への利用勧奨	
14	健活企業カルテ等情報提供ツール	
15	健活企業への情報提供	
16	尿検査での塩分摂取の簡易検査を通じた保健指導の効果検証	
17	未治療者受診勧奨	
18	糖尿病性腎症患者の重症化予防対策	
19	その他保健事業	
合 計		

2. 事業計画(案)について(企画総務グループ関連①)

●健康経営(コラボヘルスの推進)

【令和元年度進捗状況及び具体的な取組】



○ 令和元年度上半期における取組

- ・「健活企業」へのフォローアップのため、「健活企業」を訪問
… 127社
- ・岡山県、商工会議所連合会が主催する健康経営セミナーで協会からの講演に加え、「健活企業」による事例発表
… 5会場
- ・「健活企業」に対して健活カルテで事業所健康度の経年変化について通知
- ・健活企業用広報紙「健活通信」を発行

健活企業の取り組み状況

- | | | |
|---------------------------------|---|-----------------------------------|
| ① 健活宣言事業所数(R1.9時点) …… 1,343社 | ⇒ | ・前年同月比 207事業所増
・被保険者カバー率 29.5% |
| ② 健活企業健診受診率(H30年度) …… 78.9% | ⇒ | ・前年(H29)比 +4.9% |
| ※35歳~74歳の被保険者 | | ※全事業所受診率(H30) 60.9% |
| ③ 健活企業特定保健指導実施率(H30年度) …… 36.5% | ⇒ | ・前年(H29)比 +0.8% |
| ※40歳~74歳の被保険者、初回面談実施率 | | ※全事業所実施率 33.2% |

2. 事業計画(案)について(企画総務グループ関連①)

●健康経営(コラボヘルスの推進)

【令和2年度目標及び具体的な取組】

○令和2年度目標

健活宣言事業所数 1,500社

健活企業健診受診率 84%

健活企業特定保健指導実施率 50%

健活企業特定保健指導未受入事業所 320社以下

※本項目についてはKPIなし

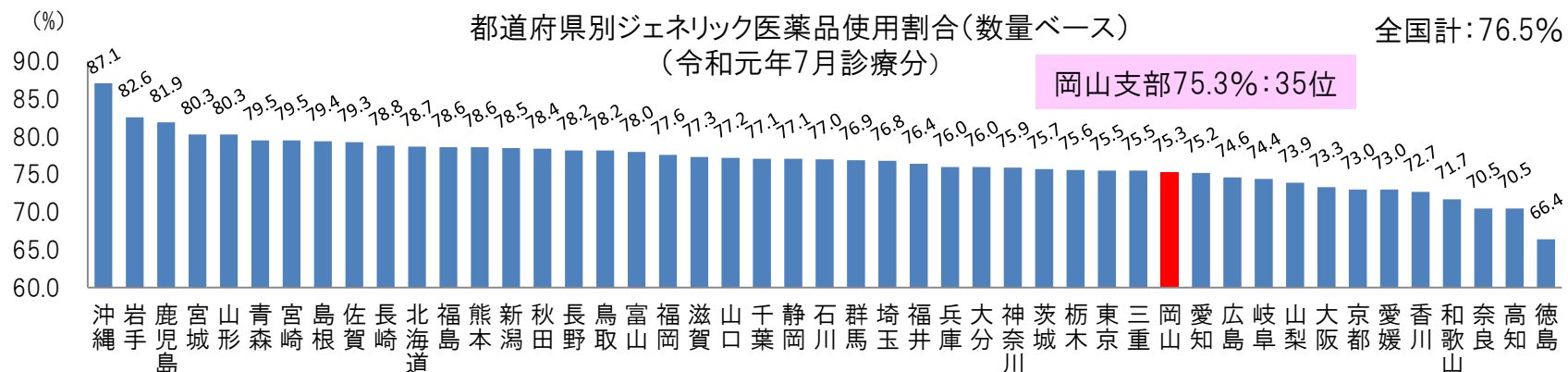
○令和2年度の取組内容

- ・健活企業宣言事業所の拡大
- ・「健活企業」へのフォローアップの充実及び事業主の健康づくり意識の醸成
- ・県、地方自治体、経済団体との連携による健康経営の普及促進
- ・県、地方自治体、健診機関、健康増進施設等と一体となったコラボヘルスの促進
- ・「健活企業」における健康づくり評価向上への提案、勧奨
- ・要治療者への受診勧奨等の実施による事業所単位での健康管理サポートの実施

2. 事業計画(案)について(企画総務グループ関連②)

● ジェネリック医薬品の使用促進

【令和元年度KPIと上期における進捗状況】

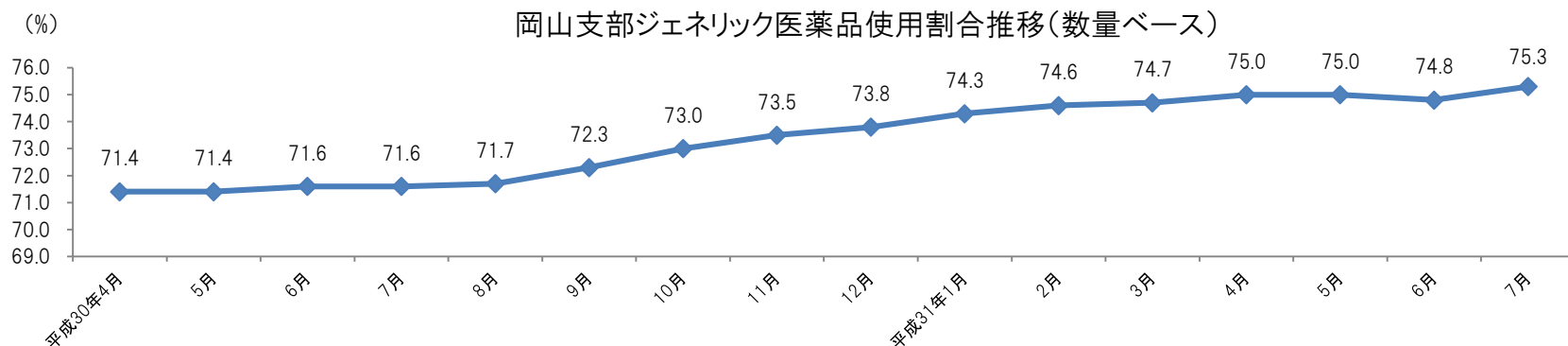


注1. 協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)

なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「新指標による後発医薬品使用割合(数量ベース)」は、[後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」に基づいて設定している。

注3. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。



2. 事業計画(案)について(企画総務グループ関連②)

● ジェネリック医薬品の使用促進

【令和元年度KPIと具体的な取組】

■ 令和元年度KPI: 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(医科、DPC、調剤、歯科)を77.4%以上とする

○ 令和元年度上期の取組

- ・ 保険者協議会を通じ、県・健保連・国保連・協会けんぽで大規模病院を訪問(6件)
- ・ 見える化ツールを活用して作成した資料をもとに医療機関・薬局を訪問(16件)
- ・ 岡山県薬剤師会が主催するイベントにブースを出展し、ジェネリック医薬品の周知を実施
- ・ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額のお知らせを送付(岡山支部 約62,000件)
- ・ 岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会にて岡山支部の取組方針について説明

【令和2年度KPIと具体的な取組】

■ 令和2年度KPI: 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(医科、DPC、調剤、歯科)を79.1%以上とする

○ 令和2年度の具体的な取組

- ・ ジェネリックカルテによる障害要因分析及び見える化ツールを活用し、医療機関・薬局に対する効果的な働きかけを実施
- ・ 「地域フォーミュラー」の作成に向けた動きを調査し、参画方法を検討(新規)
- ・ 県、医療関係団体等と連携したイベントの開催
- ・ 本部実施分に加え、支部独自のジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額のお知らせの実施(新規)
- ・ 支部オリジナル啓発物の作成(新規)
- ・ 保険者協議会を通じ、各保険者が連携したジェネリック普及啓発事業の実施
- ・ 岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会における積極的な意見発信

3. 事業計画(案)について(保健グループ関連①)

●健診・保健指導の実績及び令和2年度計画

		平成29年度実績		平成30年度実績		令和元年度計画		令和元年度見込み		令和2年度計画	
		実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率
健診	(被保険者)健診対象者	263,914	—	270,853	—	282,073	—	282,073	—	284,291	—
	生活習慣病予防健診	137,176	52.0	145,787	53.8	152,000	53.9	156,867	55.6	167,208	58.8
	事業者健診	25,923	9.8	40,001	14.8	33,000	11.7	40,000	14.2	41,200	14.5
	計	163,099	61.8	185,788	68.6	185,000	65.6	196,867	69.8	208,408	73.3
	(被扶養者)健診対象者	74,256	—	73,941	—	76,084	—	76,084	—	74,159	—
	特定健診	18,861	25.4	18,368	24.8	21,000	27.6	19,470	25.6	21,000	28.3
	健診対象者 計	338,170	—	344,794	—	358,157	—	358,157	—	358,450	—
	健診受診者 計	181,960	53.8	204,156	59.2	206,000	57.5	216,337	60.4	229,408	64.0
保健指導	(被保険者)保健指導対象者	33,005	—	36,536	—	37,370	—	37,370	—	41,890	—
	協会(内部)実施	6,040	18.3	7,215	19.7	7,560	20.2	7,800	20.9	8,131	19.4
	委託(健診機関)実施	726	2.2	1,225	3.4	3,100	8.3	3,700	9.9	4,032	9.6
	委託(専門機関)実施	—	—	—	—	—	—	450	1.2	1,260	3.0
	計	6,766	20.5	8,440	23.1	10,660	28.5	11,950	32.0	13,423	32.0
	(被扶養者)保健指導対象者	1,976	—	1,833	—	1,806	—	1,806	—	1,785	—
	委託(外部)実施	166	8.4	255	13.9	250	13.8	550	30.5	600	33.6
	協会(内部)実施	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	計	166	8.4	255	13.9	250	13.8	550	30.5	600	33.6
	指導対象者 計	34,981	—	38,369	—	39,176	—	39,176	—	43,675	—
指導実施者 計	6,932	19.8	8,695	22.7	10,910	27.8	12,500	31.9	14,023	32.1	

R1: KPI

R2: KPI

3. 事業計画(案)について(保健グループ関連②)

●生活習慣病予防健診受診率の向上

【令和元年度KPI及び具体的な取組】

■令和元年度KPI:受診率 53.9%(受診見込者数: 152,000人)

※対象者数見込: 282,073人(35歳以上の被保険者)

○令和元年度上期実施状況(速報値)

受診率: 27.1%(対前年同期比106.5%、対目標進捗率50.3%)

受診者数: 76,474人

○令和元年度上期の取組内容

・オリジナル健診の実施

今年度未受診の女性被保険者を対象に、乳がん検診をはじめ、健診機関独自のオプション健診等を追加したレディース健診等を実施

※8/29DM発送:15,604件,申込者数:409人
(11月末時点、前年度178人)

・健診推進経費を活用した健診機関による事業推進

契約機関数を5機関増加し、12機関で実施

※上半期実施者数:49,417人(対前年同期107.7%増)

・支部長等が事業所を訪問し受診勧奨を実施

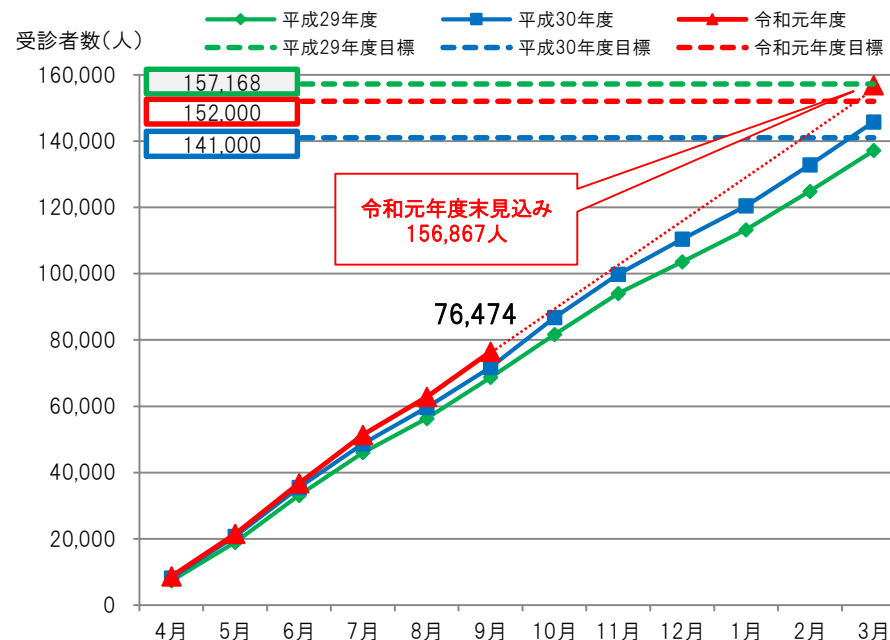
※上期訪問事業所数:288事業所
(平成30年度同期:269事業所)

・新規適用事業所への生活習慣病予防健診の案内発送

※上半期発送数:774事業所

・生活習慣病予防健診申込書の廃止への対応

生活習慣病予防健診受診者数の推移



29年度	7,352	18,955	33,175	46,038	56,343	68,700	81,650	94,067	103,553	113,245	124,834	137,176
30年度	8,191	20,784	35,518	48,707	59,636	71,788	86,790	99,843	110,437	120,473	132,807	145,787
元年度	8,662	21,512	36,759	51,420	62,820	76,474						
前年度増減率 (%)	5.8	3.5	3.5	5.6	5.3	6.5						

3. 事業計画(案)について(保健グループ関連②)

●事業者健診データ取得率の向上

【令和元年度KPI及び具体的な取組】

■令和元年度KPI:取得率 11.7%(取得見込者数: 33,000人)

※対象者数見込: 282,073人(35歳以上の被保険者)

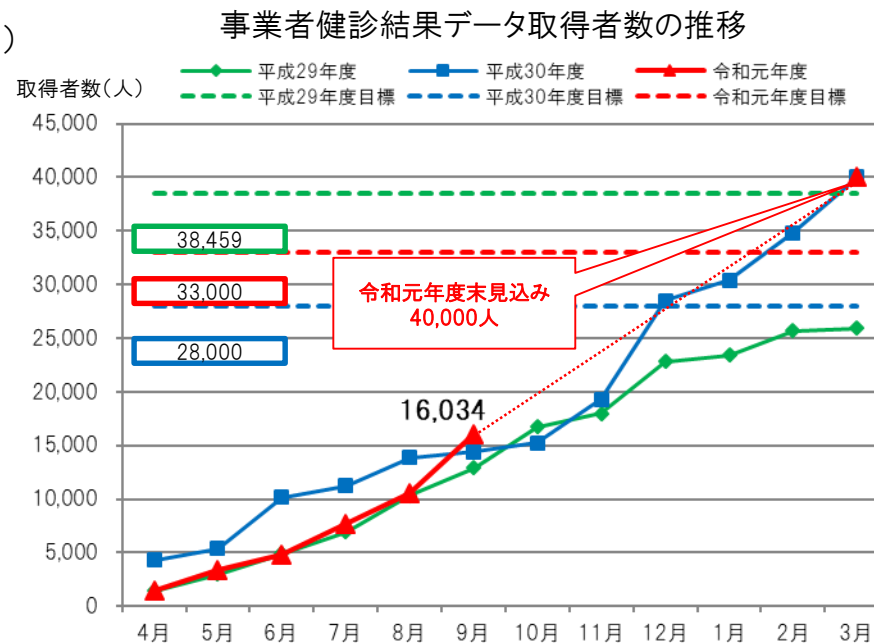
○令和元年度上期実施状況(速報値)

取得率: 5.7%(対前年同期比111.4%、対目標進捗率48.6%)

取得者数: 16,034人

○令和元年度上期の取組内容

- ・健診推進経費を活用した健診機関による事業推進
※上半期取得者数:13,937人(平成30年度同期9,871人)
- ・支部長等が事業所を訪問してデータ取得勧奨を実施
※上半期訪問事業所数:288事業所
(平成30年度同期:269事業所)
- ・民間業者と連携したデータ取得の実施
民間業者と連携し、対象の医療機関事業所へ病院協会・県医師会との連名文書を持参し、事業者健診データの提供依頼
※データ取得覚書締結数:55医療機関事業所
(対象見込者数約2,200人)
- ・同意書提出済みの事業所のうち、データ未提供分に対する健診機関への提供勧奨



29年度	1,461	2,972	4,832	6,914	10,360	12,922	16,722	18,003	22,807	23,432	25,688	25,923
30年度	4,310	5,367	10,140	11,247	13,872	14,388	15,212	19,264	28,490	30,417	34,826	40,001
元年度	1,420	3,376	4,772	7,693	10,588	16,034						
前年度増減率(%)	-67.1	-37.1	-52.9	-31.6	-23.7	11.4						

3. 事業計画(案)について(保健グループ関連②)

●特定健診受診率の向上

【令和元年度KPI及び具体的な取組】

■令和元年度KPI:受診率 27.6%(受診見込者数: 21,000人)

※対象者数見込: 76,084人(40歳以上の被扶養者)

○令和元年度上期実施状況(速報値)

受診率: 9.4%(対前年同期比106.2%、対目標進捗率34.1%)

受診者数: 7,154人

○令和元年度上期の取組内容

・期初の施設型集団健診の実施

※受診者数:961人 (平成30年度:1,162人)

・オリジナル健診の実施

今年度未受診の女性被扶養者を対象とし、特定健診に市町村のがん検診、健診機関独自のオプション健診等を追加したレディース健診等を実施

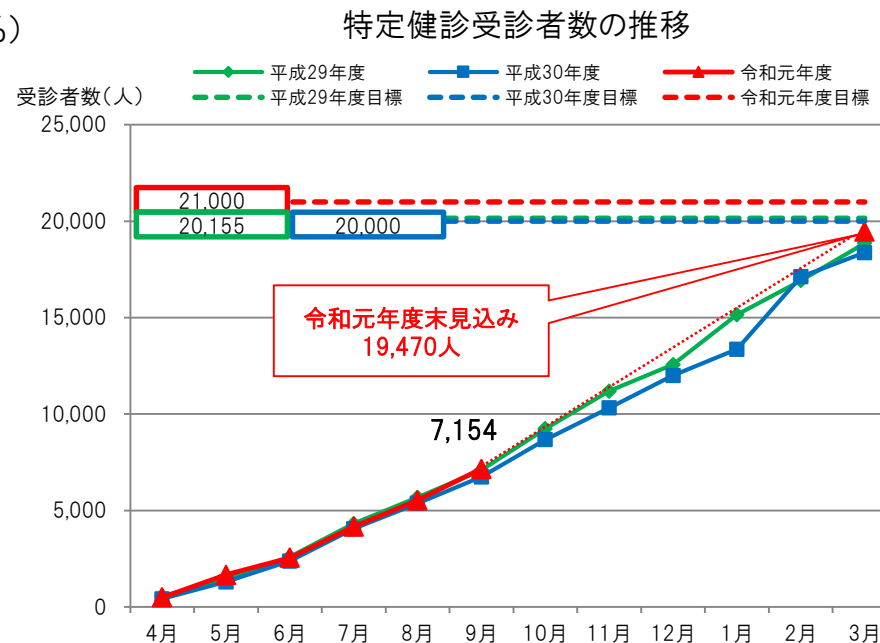
※8/29DM発送:30,973件

申込者数:750人(11月末時点、前年度366人)

・未受診者を対象とした支部主催での集団健診の実施

ショッピングモール等商業施設等において無料健診を実施

・市町村主催の集団健診会場での特定健診とがん検診との同時受診の案内



29年度	562	1,438	2,599	4,316	5,682	7,095	9,235	11,185	12,568	15,156	16,918	18,861
30年度	419	1,298	2,381	4,057	5,374	6,739	8,677	10,321	12,003	13,363	17,122	18,368
元年度	493	1,666	2,551	4,166	5,528	7,154						
前年度増減率(%)	17.7	28.4	7.1	2.7	2.9	6.2						

3. 事業計画(案)について(保健グループ関連②)

●生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得率・特定健診受診率の向上

【令和2年度KPI及び具体的な取組】

■令和2年度KPI

- ・生活習慣病予防健診実施率 **58.8%** (実施見込者数: 167,208人)
- ・事業者健診データ取得率 **14.5%** (取得見込者数: 41,200人)
- ・被扶養者の特定健診実施率 **28.3%** (実施見込者数: 21,000人)

- ▣ 令和2年度支部目標実施率 **64.0%** → **65.0%** (令和5年度協会全体目標実施率)
※平成30年度実施率順位14位→令和2年度目標実施率順位12位

○令和2年度の具体的な取組

- ・健診推進経費を活用した健診受診率及び事業者健診結果データ取得率の向上策の実施
- ・新規適用事業所、生活習慣病予防健診未利用事業所に対する受診勧奨の実施(新規)
- ・小規模事業所における生活習慣病予防健診未受診者個人への受診勧奨の実施(新規)
- ・女性加入者を対象としたオプション健診等を追加したオリジナル健診の実施
- ・民間業者と連携した医療機関事業所の事業者健診結果データの取得
- ・特定健診にオプション健診等を追加した協会独自の集団健診の実施
- ・40歳到達者を対象とした特定健診の受診勧奨の実施(新規)
- ・特定健診経年未受診者を対象とした掘り起し策としてのセルフ健康チェック(自己採血事業)の実施
- ・市町村主催の集団健診における特定健診とがん検診との同時実施の促進

3. 事業計画(案)について(保健グループ関連③)

●特定保健指導の実施率の向上

【令和元年度KPI及び上期進捗状況】

■令和元年度KPI:実施率27.8%(実施見込者数: 10,910人)

【被保険者】※対象者数見込: 37,370人

目標実施率: 28.5%(実施見込者数: 10,660人)

(内訳)協会保健師実施分 20.2%(実施見込者数: 7,560人)

アウトソーシング分 8.3%(実施見込者数: 3,100人)

【被扶養者】※対象者数見込: 1,806人

目標実施率: 13.8%(実施見込者数: 250人)

○令和元年度上期進捗状況

【全体】実施率: 15.9%

(対前年同期比164.2%、対目標進捗率57.2%)

【被保険者】

実施率: 15.8%

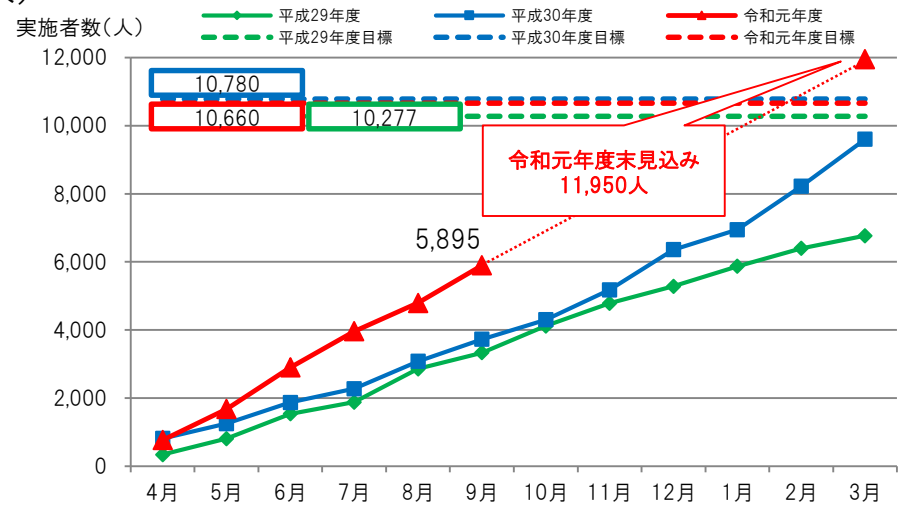
(対前年同期比158.3%、対目標進捗率55.4%)

【被扶養者】

実施率: 19.2%

(対前年同期比444.9%、対目標進捗率139.1%)

特定保健指導(被保険者)実施率の推移



29年度	338	804	1,533	1,879	2,857	3,332	4,113	4,785	5,282	5,869	6,393	6,766
30年度	809	1,246	1,869	2,274	3,076	3,723	4,297	5,177	6,355	6,944	8,220	9,602
元年度	766	1,675	2,899	3,959	4,792	5,895						
前年度増減率(%)	-5.3	34.4	55.1	74.1	55.8	58.3						

3. 事業計画(案)について(保健グループ関連③)

●特定保健指導の実施率の向上

○令和元年度の具体的な取組

- ・健診当日における健診機関での特定保健指導の実施促進
特定保健指導受託機関数:42機関(5機関増)
- ・新たな手法を取り入れた外部委託の実施(8月から実施)
他県在住の保健指導対象者や土日希望者等を対象としてタブレット端末での遠隔面談等による特定保健指導を実施
 - 支部の保健師等による最大限の初回面談数のほか、健診機関による健診当日の初回面談数の増加に加え、保健指導専門機関への外部委託による初回面談数の拡大を通じて、特定保健指導を推進していく方向性
- ・産業医からの特定保健指導の利用勧奨(8月から実施)
勧奨実施数:261件(11月末時点)
- ・経年未利用者への特定保健指導の利用勧奨(8月から実施)
指導の希望方法に関するアンケートに合わせた利用勧奨(8/30アンケート送付 2,228件)
- ・集団健診会場での当日初回面談の実施
家族向けの無料健診時に特定保健指導(初回面談)を実施

3. 事業計画(案)について(保健グループ関連③)

●特定保健指導の実施率の向上

【令和2年度KPI及び具体的な取組】

■令和2年度KPI

- ・特定保健指導実施率 32.1% (実施見込者数: 14,023人)
- 被保険者分: 32.0% (実施見込者数: 13,423人)
- 被扶養者分: 33.6% (実施見込者数: 600人)

- ▣ 令和2年度支部目標実施率 32.1% → 35.0% (令和5年度協会全体目標実施率)
- ※平成30年度実施率順位18位→令和2年度目標実施率順位3位

○令和2年度の具体的な取組

- ・健診当日における健診機関での特定保健指導の実施
- ・タブレット端末での遠隔面談等による特定保健指導の外部委託の実施
- ・産業医と連携した特定保健指導の利用勧奨の実施
- ・経年未利用者への特定保健指導の利用勧奨
- ・事業者健診結果データ提供事業所への特定保健指導の受入勧奨の実施
- ・尿検査での塩分摂取の簡易検査を通じた保健指導の効果検証(新規)
- ・集団健診会場における健診当日の初回面談の実施
- ・事業所訪問等による受入勧奨の実施

3. 事業計画(案)について(保健グループ関連④)

●重症化予防対策の推進

【令和元年度KPIと上期における進捗状況】

■令和元年度KPI(未治療者受診勧奨)

- ・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上にする。

○令和元年度上期進捗状況

《未治療者・要治療者への受診勧奨》

- ・支部による電話での二次勧奨(上半期43件実施)
- ・健診機関による要治療者への受診勧奨(上半期151件実施、平成30年度から実施)

《糖尿病性腎症に係る重症化予防事業》

- ・特定保健指導該当者でCKDリスク該当者への保健指導(上半期6件実施)

《健康管理サポート事業(平成30年度から実施)》

- ・サポート事業参加事業所数:6事業所

3. 事業計画(案)について(保健グループ関連④)

●重症化予防対策の推進

【令和2年度KPI及び具体的な取組】

■令和2年度KPI(未治療者受診勧奨)

- ・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上にする。

○令和2年度の具体的な取組

《未治療者・要治療者への受診勧奨》

- ・健診機関による要治療者への受診勧奨
- ・未治療者に対する受診勧奨(本部:文書による一次勧奨、支部:電話による二次勧奨)
- ・前年度未治療者に対する受診勧奨(新規)

《糖尿病性腎症に係る重症化予防事業》

- ・健診機関による対象者への受診勧奨
- ・糖尿病専門医等による保健指導等の実施
- ・特定保健指導該当者でCKDリスク該当者への保健指導

《健康管理サポート事業の実施》

- ・要治療者への受診勧奨等の実施による事業所単位での健康管理サポートの委託

4. 事業計画(案)について(業務グループ関連①)

●柔道整復施術療養費の審査の強化

【令和元年度KPIと上期における進捗状況】

■令和元年度KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術の申請割合について対前年度0.5%以下とする。

○令和元年度上期進捗状況

≪施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術の申請割合(%)≫

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期
30年度	0.56	0.48	0.48	0.47	0.48	0.58	0.51
元年度	0.45	0.43	0.48	0.38	0.40	0.42	0.43

「柔道整復施術療養費」

柔道整復師の療養費の場合、受領委任払いという方法が認められており、被保険者等が施術の費用を一旦立て替えるのではなく、自己負担分のみを柔道整復師に支払い、残りの費用を柔道整復師が保険者(協会けんぽ等)に請求する仕組みとなっています。また、柔道整復師が作成する療養費支給申請書に受診者自身が被保険者の署名等を行うこととなっています。

○令和元年度の実施内容

- ・3部位10日以上・2部位15日以上の施術に係る患者照会の実施
- ・審査会での指摘や申請傾向を踏まえ、疑義のある施術所に係る積極的な患者照会を実施

参考:患者照会実施件数 平成30年度上期 4,244件 令和元年度上期 5,237件
支給申請件数 平成30年度上期 105,225件 (内3部位以上かつ月15日以上:534件)
令和元年度上期 104,581件 (内3部位以上かつ月15日以上:446件)

4. 事業計画(案)について(業務グループ関連①)

●柔道整復施術療養費の審査の強化

【令和2年度KPI及び具体的な取組】

■令和2年度KPI

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術の申請割合について
対前年度以下とする。

○令和2年度の具体的な取組

- ・3部位10日以上・2部位15日以上の施術に係る患者照会の実施
- ・審査会での指摘や申請傾向を踏まえ、疑義のある施術所に係る積極的な患者照会を実施
- ・制度の正しい知識のさらなる普及による適正受診の促進
- ・審査会内に新たに設置された「面接確認委員会」において不正又は著しい不当があるか施術管理者等への確認
を実施(新規)

4. 事業計画(案)について(業務グループ関連②)

● 限度額適用認定証の利用促進

【令和元年度KPIと上期における進捗状況】

■ 令和元年度KPI

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする

○ 令和元年度上期進捗状況

《高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合%》 単位(件)

	高額療養費申請 (現金給付)A	限度額認定証使用 (現物給付)B	合計	限度額認定証 使用割合 C
28年度	11,887	70,927	82,814	85.60%
29年度	12,817	73,749	86,566	85.10%
30年度	15,226	72,768	87,994	82.70%
元年度 (上期)	7,852	38,447	46,299	83.04%

使用割合C = 現物給付B / (現金給付A + 現物給付B)

「限度額適用認定制度」

・入院等で医療費が高額となる場合、医療機関に支払う窓口負担を軽減するため、「限度額認定証」と「保険証」とあわせて医療機関窓口にて提示することにより窓口での支払いが自己負担限度額までで済み、高額療養費(払戻)の申請が不要となります。

○ 令和元年度の取組内容

- ・岡山病院協会等と連携した病院窓口に限度額適用認定申請書セットの配置
(主に入院病床20床以上の病院180機関)
- ・問い合わせ時における病院窓口設置の案内及び納入告知書同封チラシ協会けんぽ岡山6月号での周知広報、ホームページへチャットボット(AIによる自動対話式質問と回答)の導入

4. 事業計画(案)について(業務グループ関連②)

● 限度額適用認定証の利用促進

【令和2年度KPI及び具体的な取組】

■ 令和2年度KPI

高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85.0%以上とする。

○ 令和2年度の具体的な取組

- ・ 限度額適用認定申請書セット設置病院へ訪問し、設置状態の確認及び具体的な利用促進を依頼
- ・ 加入者及び事業所への利用促進の効果的な広報の実施
- ・ 県内全域の医療機関を対象とした「健康保険事務説明会」の実施(新規)

4. 事業計画(案)について(業務グループ関連③)

●サービス水準の向上

【令和元年度KPIと上期における進捗状況】

■令和元年度KPI

- ①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を90%以上とする

○令和元年度上期進捗状況

《①サービススタンダード(%)》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期
30年度	100	100	100	100	100	100	100
元年度	100	100	100	100	100	100	100
所要日数	6.05	6.02	5.80	6.04	5.72	6.29	5.99
全国平均	7.77	7.65	7.71	7.73	7.79	7.85	7.75

《②郵送化率(%)》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期
30年度	82.0	85.7	85.1	87.0	84.3	86.8	85.2
元年度	89.6	90.1	90.4	90.0	90.1	91.1	90.2

「サービススタンダード」

・申請書(6種の現金給付)の受付年月日から支払年月日までの所要日数を実営業日数10日として設定しています。但し、照会や返戻・回送等に要した日数は、所要日数から除かれます。

○令和元年度取組内容

- ・業務処理体制(山崩し方式)及びマニュアル・手順書に基づく業務処理の徹底
- ・問い合わせ時における郵送提出依頼
- ・郵送提出について納入告知書同封チラシ「協会けんぽ岡山」や「健康保険委員だより」での定期的な周知
- ・広報、ライン・メルマガ・ホームページ等インターネット上での広報の実施

4. 事業計画(案)について(業務グループ関連③)

●サービス水準の向上

【令和2年度KPI及び具体的な取組】

■令和2年度KPI

- ①サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ②現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上とする

○令和2年度の取組内容

- ・業務処理体制(山崩し方式)及びマニュアル・手順書に基づく業務処理の徹底
- ・問い合わせ時における郵送提出依頼
- ・郵送提出について加入者及び事業主への定期的な周知広報の実施

5. 事業計画(案)について(レセプトグループ関連①)

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

【令和元年度KPIと上期における進捗状況】

■令和元年度KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする

保険証の回収数と回収率の前年同期比

平成30年4月～平成30年10月		平成31年4月～令和元年10月	
回収対象	66,764枚	回収対象	66,878枚
回収済み	62,409枚	回収済み	63,551枚
回収率	93.48%	回収率	95.03%

○令和元年度の取組内容

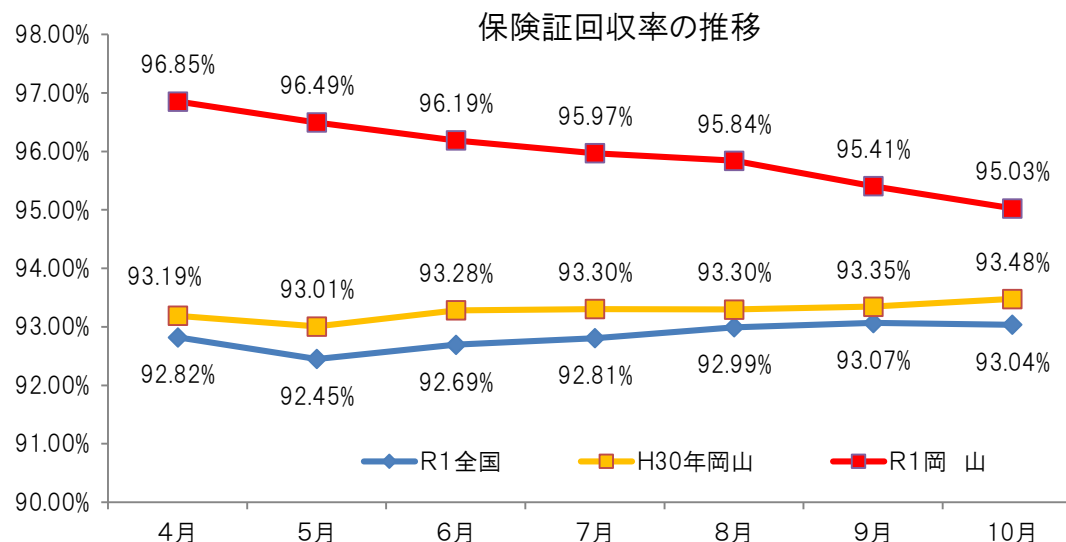
- ・保険証未回収データの分析実施と、回収データ入力の早期実施
- ・資格喪失データ確認から2営業日後、本人宛の催告状を送付
- ・初回催告から2週間後、未返納者への再催告を送付
- ・訪問による回収徹底の依頼を41事業所に対し実施
- ・任意継続被保険者は、保険料未納確認後に電話催告を実施

5. 事業計画(案)について(レセプトグループ関連①)

●返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

保険証回収率

	H28年度 回収率	H29年度 回収率	H30年度 回収率	R1年 10月末
一般 + 任 継	94.2%	95.1%	94.2%	95.0%



【令和2年度KPIと具体的な取組】

■ 令和2年度KPI: 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.5%以上とする

○ 令和2年度の取組内容

- ・未回収データの月次分析実施と、事業所催告の早期実施(新規)
- ・資格喪失データ確認から2営業日後、本人宛の催告状を送付
- ・初回催告から2週間後、未返納者への再催告を送付
- ・事業所に対し、保険証回収の徹底依頼文書を送付(目標:200事業所)
- ・事業所訪問による回収徹底の依頼を実施(目標:20事業所)
- ・任意継続被保険者対策は、未納確認後の電話催告を実施

5. 事業計画(案)について(レセプトグループ関連①)

●返納金債権回収業務の推進

【令和元年度KPIと上期における進捗状況】

■ 令和元年度KPI：返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上(87.98%)とする

弁護士催告		保険者間調整		支払督促	
件数	562件 (-12.5%)	件数	168件 (+12.0%)	件数	23件 (-46.5%)
金額	15,670,078円 (+25.8%)	金額	17,162,967円 (+24.1%)	金額	4,094,679円 (-21.5%)
回収額	1,604,186円 (+39.6%)	電話訪問	234件 (-43.3%)	差押 予定含	641,030円 (+91.3%)

※ 平成31年4月～令和元年10月までの累計

※ ()内は前年同期比

「保険者間調整」

国保等に新保険に加入するまでの間に以前加入していた旧保険証で受診した場合は、通常、本人が旧保険者に医療費(7割分)を返納後、新保険者に還付請求する必要があります。

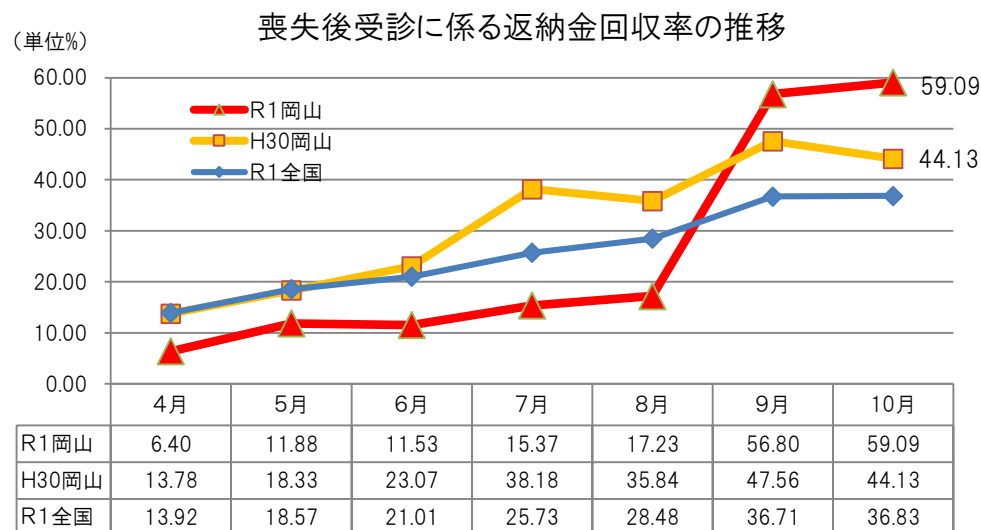
「保険者間調整」とは本人の同意をもとに、この返納と還付の手続きを経ずに新旧の保険者間で調整する仕組みです。

5. 事業計画(案)について(レセプトグループ関連①)

●返納金債権回収業務の推進

○令和元年度取組内容

- ・分割納付者の管理及び電話
- ・保険者間調整による返納金債権回収
- ・弁護士催告による返納金債権回収
- ・強制執行(差押)による返納金債権回収



【令和2年度KPIと具体的な取組】

■ 令和2年度KPI: 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る)の回収率を対前年度以上とする

○ 令和2年度取組内容

- ・分割納付者の管理及び電話・文書催告
- ・保険者間調整の活用による返納金債権回収
- ・弁護士催告等も含め、積極的な法的手続きの実施による債権回収
- ・財産調査と強制執行(差押)の強化

5. 事業計画(案)について(レセプトグループ関連①)

●返納金債権の発生防止

【令和元年度KPIと上期における進捗状況】

■令和元年度KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下(0.057%)にする

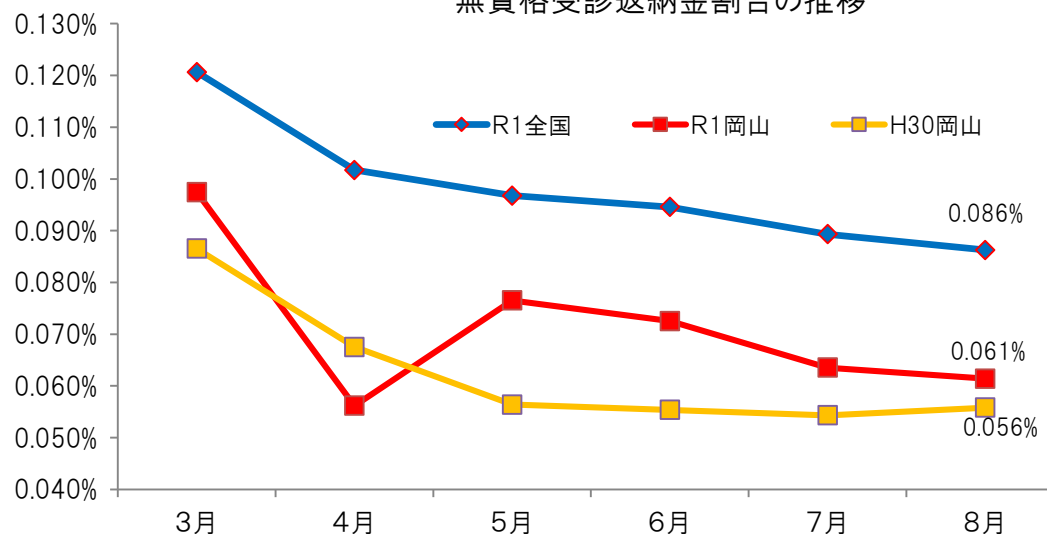
○令和元年度の実施内容

- ・保険証回収データ入力の早期実施と本人宛の催告・再催告を送付
- ・訪問による保険証回収徹底の依頼を41事業所に対し実施
- ・保険証未返納者に対し電話催告を実施

無資格受診返納金割合

	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年 8月末
割合	0.040%	0.057%	0.061%

無資格受診返納金割合の推移



5. 事業計画(案)について(レセプトグループ関連①)

●返納金債権の発生防止

【令和2年度KPIと具体的な取組】

■ 令和2年度KPI: 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

○ 令和2年度取組内容

- ・無資格保険証の早期催告及び回収
- ・年金機構に対し、遡及喪失の情報提供依頼(新規)
- ・事業所へ退職後の保険加入案内配布と保険証回収の協力依頼
- ・医療機関を訪問しオンライン資格確認機器の利用促進
- ・ログイン情報の管理で機器の不具合や担当者変更に対応し継続利用を促進(新規)

5. 事業計画(案)について(レセプトグループ関連②)

●オンライン資格確認の利用率向上

【令和元年度KPIと上期における進捗状況】

■令和元年度KPI: オンライン資格確認システムのUSBを配布した医療機関における利用率を47.0%以上とする

	令和元年9月末現在	(配布32機関の内訳)	
配布機関数	32機関	常時利用機関	10機関
平均利用機関数	10機関	随時利用機関	9機関
平均利用率	31.3%	上期未利用機関	13機関

○令和元年度の実施内容

- ・随時利用機関に対して電話での利用促進を実施
- ・未利用機関を訪問し不具合等の状況確認及び効果的な利用方法等の説明を実施

5. 事業計画(案)について(レセプトグループ関連②)

●オンライン資格確認の利用率向上

【令和2年度KPIと具体的な取組】

■ 令和2年度KPI: オンライン資格確認システムのUSBを配布した医療機関における利用率を50.0%以上とする

令和元年度の利用状況

常時利用機関	10機関
随時利用機関	9機関
上期未利用機関	13機関

令和2年度の利用計画

常時利用機関	19機関
随時利用機関	13機関
未利用機関	0機関

○ 令和2年度 of 取組内容

- ・医療機関を訪問しオンライン資格確認機器の利用促進
- ・ログイン情報の管理で機器の不具合や担当者変更に対応し継続利用を促進(新規)

5. 事業計画(案)について(レセプトグループ関連③)

●効果的なレセプト点検の推進

【令和元年度KPIと上期における進捗状況】

■令和元年度KPI: 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

【現状】

平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度(上期)	
査定点数合計	査定率	査定点数合計	査定率	査定点数合計	査定率	査定点数合計	査定率
40,995,796点	0.386%	43,873,041点	0.405%	43,110,950点	0.393%	20,987,589点	0.366%

査定点数合計→原審(診療報酬支払基金で実施する一次審査)と再審(協会けんぽで実施する二次審査)の査定点数を合計したもの

査定率→原審と再審の査定点数の合計を請求総点数で除したもの

○令和元年度の実施内容

- ・自動点検等のシステムを活用した効果的なレセプト点検を推進
- ・スキルアップのための研修・勉強会の実施
- ・自動点検マスタのメンテナンス
- ・他支部とのマスタ交換の拡大
- ・他支部との合同勉強会・合同研修の実施

5. 事業計画(案)について(レセプトグループ関連③)

●効果的なレセプト点検の推進

【令和2年度KPIと具体的な取組】

■ 令和2年度KPI: 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

○ 令和2年度取組内容

- ・自動点検等のシステムを活用した効果的なレセプト点検を推進
- ・スキルアップのための研修を実施
- ・勉強会の実施
- ・自動点検マスタのメンテナンス
- ・他支部との合同勉強会の実施
- ・スキルアップ・効率性を目的とした他支部への研修訪問